

北海道告示第 10093 号

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 6 項において準用する同条第 1 項の規定により、次のとおり石狩湾新港地域公共下水道の事業計画を変更するので、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

その関係書類は、空知総合振興局札幌建設管理部事業室道路課、石狩市建設水道部下水道課及び小樽市水道局下水道事業課に備え置いて、告示の日から二週間、一般の縦覧に供する。

なお、利害関係人は、予定処理区域及び工事完成予定年月日について意見を申し出ることができる。

令和 4 年 2 月 1 日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 予定処理区域 小樽市銭函 5 丁目の一部
- 2 工事完成予定年月日 令和 9 年 3 月 31 日